

長崎県農山村地域ビジネス向上支援事業費補助金交付要領

制定 令和 4 年 7 月 1 日
4 農山村第 1 6 9 号
(最終改正) 令和 7 年 7 月 1 6 日
7 農山村第 1 1 4 号

(趣旨)

第 1 条 県は、経営基盤強化及び地域貢献の取組に向けた計画を策定した直売所を運営する組織が単独または連携して実施する取組に対し、予算の範囲内において、長崎県農山村地域ビジネス向上支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、農山漁村振興交付金交付等要綱（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農振第3695号農林水産事務次官依命通知）、農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領（令和 2 年 4 月 1 日付け元農振第2670号農林水産省農村振興局長通知）、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）及び長崎県農林部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の12）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(補助の対象及び補助率等)

第 2 条 補助金の交付対象となる事業（以下「事業」という。）、対象となる取組、事業実施主体及びこれに対する補助率等は、別表に定めるところとする。
2 補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付申請の手続き)

第 3 条 規則第 4 条の規定により交付申請書（様式第 1 号）に添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、様式第 4 号については、別途農林部で定める団体については提出不要とする。

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（様式第 3 号）
- (3) 暴力団排除に関わる誓約書（様式第 4 号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 規則第 4 条の知事が定める交付申請書を提出することができる時期は、毎年度別に定める期日までとする。

3 事業実施主体は、第 1 項の規定による交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、

消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部

分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じ

て得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合はこの限りでない。

4 補助対象事業の着手（機械の発注を含む。）は、原則として、規則第5条の規定による

交付決定者から補助金交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、補助金交付決定前に着手する必要がある場合には、交付決定前着手届（様式第5号）により、知事に提出するものとする。

（申請の取下げ）

第4条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期限は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から15日以内とし、その旨を記載した取下書を知事に提出しなければならない。

（契約等）

第5条 事業実施主体は、補助事業の遂行のために売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 事業実施主体は、前項の契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、契約に係る指名停止等に関する申立書（様式第6号）の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならないこととする。

（債権譲渡等の禁止）

第6条 事業実施主体は、交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、知事の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（状況報告等）

第7条 規則第11条第1項の規定による報告は、補助金の交付決定に係る年度の各四半期（交付決定のあった日の属する四半期及び第4・四半期を除く。）の末日現在において、当該四半期の最終月の翌月の14日までに遂行状況報告書（様式第7号）を知事に提出して行うものとする。ただし、第14条の規定による概算払に係る交付請求書（様式第11号）の提出をもって、これに代えることができる。

- 2 県は、前項に定める時期のほか、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、当該補助金の遂行状況の報告を求めることができる。

（変更承認等）

第8条 事業実施主体は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則第11条第2項の規定に基づき、事業計画変更等承認申請書（様式第8号）、事業計画書（様式第2号）及び収支予算書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第9条に規定する軽微な変更を除く。
(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

（軽微な変更）

第9条 規則第11条第2項第1号の規定により知事が定める軽微な変更は、別表の軽微な変更の欄に掲げるものとする。

（実績報告）

第10条 規則第13条第1項の規定により実績報告書（様式第9号）に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第2号）
(2) 収支精算書（様式第3号）
(3) その他知事が必要と認める書類

2 規則第13条第1項の規定による実績報告書の提出期限は、事業の完了した日から30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

3 事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額）を消費税等相当額報告書（様式第10号）により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該金額の返還を請求するものとする。

また、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定のあった日の翌年5月30日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第11条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

2 知事は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から15日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

第12条 事業実施主体は、前条第1項の規定による額の確定の通知を受けた後、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し、改めて第10条第1項による報告を行うものとする。

2 知事は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、改めて実績報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等を実施し、当該実績報告書等に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。この場合においては、第11条第2項及び第3項の規定を準用する。

(交付決定の取消し又は変更)

第13条 知事は、第8条の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 事業実施主体が、補助事業の実施に当たって法令若しくは本要領の規定又はそれらに

基づく処分若しくは指示に違反したこと

(2) 事業実施主体が、補助金を補助事業以外の用途に使用したこと

(3) 事業実施主体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為を

したこと

(4) 交付決定後に生じた事情により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなっ

たこと

2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還

を命ずるものとする。

3 知事は、第1項の第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第11条第3項の規定を準用する。

（補助金の交付）

第14条 この補助金は、概算払の方法により交付できるものとする。

2 交付は、交付請求書（様式第11号）により行うものとし、次の書類を添付する。

（1）請求内訳書（様式第12号）

（2）物品購入の請求書、委託契約書等の写し及びその他知事が必要と認める書類
（財産の管理等）

第15条 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれる場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

（財産の処分の制限）

第16条 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号及び第5号の農林水産大臣の定める財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。

2 事業実施主体は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）

中に、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

3 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付することを条件とすることがある。

（補助金の経理）

第17条 事業実施主体は、補助事業について、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載する帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の用途を明らかにしておかななければならない。

2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 事業実施主体は、取得財産等について、当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に

規定する帳簿等に加え、財産管理台帳（様式第13号）その他関係書類を整備保管しなければならない。

- 4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（その他）

第18条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は長崎県農山村地域ビジネス向上支援事業実施要綱に定める。

附 則

この要領は、令和4年度の予算に係る補助金から適用する。

この要領は、令和5年度の予算に係る補助金から適用する。

この要領は、令和7年度の予算に係る補助金から適用する。

別表（第2条、第9条関係）

事業内容	補助対象となる取組	事業実施主体	補助率	軽微な変更
農山村集落の維持・発展を目指し、地域ビジネスの拠点とながる、経営基盤強化及び地域貢献に取り組む農産物等直売所を支援する。	(1)生産・出荷に関する取組 ア 新規品目の導入 イ 新たな生産者の確保 ウ 出荷者への集荷 エ その他生産・出荷に関する活動 (2)販売・流通に関する取組 ア 個人宅への商品配達 イ インターネット販売 ウ アプリ導入など情報発信の強化 エ 新たな加工品の開発 オ その他販売・流通に関する活動 (3)地域の活性化に関する取組 ア 農泊、観光農園等と連携した取組 イ 体験メニューの開発 ウ 食育活動 エ 郷土料理の継承 オ その他地域の活性化に関する活動	経営基盤強化及び地域貢献の取組に向けた計画を策定した農業者が組織する団体、農業協同組合、民間事業者、公社	定額 （事業に係る経費に限る。また、1事業実施主体あたり限度額 1,000 千円とする。）	次に掲げる変更以外の変更 (1)事業費の2割以上の増減 (2)事業実施主体の名称の変更

